

令和3年10月25日

役員会決定

競争的研究費の直接経費からの研究代表者（PI）の人件費の支出 により確保された財源の活用方針

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本学における競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費（以下「PI 人件費」という。）を支出することにより確保された財源の活用に（以下「本制度」という。）ついて、以下のとおり定めるものとする。

1. 目標

本方針は、本学が「知の創成・伝承・実証の拠点」として持続的な発展を遂げるために、競争的研究費を獲得した研究者に対する処遇改善や若手をはじめとした優秀な研究者の持続的確保など、研究環境を整備・強化し、研究者が自らの可能性に挑戦できる研究を支援することを目標とする。

2. 上記目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

PIの希望に基づき、確保された財源については、以下のために活用するものとする。

(1) PIに対する処遇改善

- ・PI自身に対するインセンティブ（報奨金）
- ・研究経費の配分

(2) 本学における研究環境の整備・強化

- ・博士（後期）課程学生等、次世代を担う若手人材育成のための支援
- ・学内研究助成制度による研究資金の配分
- ・共用研究機器利用料負担軽減の支援
- ・全学的研究支援体制による活動支援
- ・研究力を継続・発展するための研究資金支援
- ・その他研究室等における研究環境の整備

3. 留意事項等

- (1) 直接経費は当該研究費を獲得した研究者が、自らの責任において研究の着実な遂行のため支出するものであり、本学がPI人件費の支出を強制するものではない。
- (2) 本制度の適用にあたっては、当該PIが安定して研究活動に専念できるよう、PI人件費を支出する期間中は、部局の運営業務等といった研究以外の業務を新たに課すことがないよう配慮する。
- (3) 本方針については、本制度の全学的な適用状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (4) 本方針に定めるもののほか、PI人件費の支出に関し必要な事項は、別に定める。